**平成２６年（フ）第１２０１５号**
東京都板橋区栄町７―２―308
債務者　迎田　沙織
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２０１６号**
東京都日野市大字日野320―41　日野コーポ第１―202
債務者　高橋　和宏
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２０１７号**
東京都豊島区上池袋２丁目32―15　ハイツサト―Ⅳ201
債務者　渡邊　牧人
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２０４９号**
東京都足立区江北１丁目29―16―103
債務者　藤田　　浩
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２０５４号**
東京都練馬区早宮４丁目39―９―703
債務者　大寺　英夫
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２０５７号**
東京都日野市東平山１丁目７―８―531
債務者　丸山　安映
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２１０７号**
神奈川県川崎市宮前区野川1214
債務者　中沢　弘子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２１１６号**
東京都江戸川区北葛西２丁目４―22　サニーコート北葛西Ⅱ209
債務者　紺谷　智則
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２１１９号**
東京都北区田端５丁目２―13―401
債務者　芝田　寛之
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２１２１号**
東京都稲城市押立1213―１―201
債務者　内田　智美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２１２４号**
東京都新宿区西新宿３丁目18―14　ＺＥＳＴＹ西新宿Ⅲ203
債務者　中川　隼人
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２１２５号**
東京都北区王子３丁目７―１　第１王子ハウス101
債務者　石田ジェナメイ
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２１２９号**
東京都荒川区南千住４―９―７―1608、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市姫宮町266―101
債務者　篠崎　　治
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２１３２号**
東京都葛飾区高砂８丁目15―３―201
債務者　長内　敏寛
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２１３４号**
東京都清瀬市松山２丁目17―１―303
債務者　齋藤あつみ
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

第三種郵便物認可　平成二十五年十二月三十一日